



今月号のおもな内容

- ・特集 憲法問題…………… 1～4
中島晃弁護士／屋田恒之助化学一般労連
委員長／溝内幸子京都母親連絡会会長／
井上吉郎福祉広場編集長
- ・研究最前線 リレートークNo.⑤…………… 6
- ・研究会情報② 京都経済を考える…………… 7
- ・京都府政情報② 府政を経営体に…………… 8
- ・広原盛明先生の美しきマンスリー…………… 9

特集・憲法問題①

くらしに息づく憲法の精神

弁護士 中島 晃 (京都自治体問題研究所副理事長)

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定している。この規定は、法の下での平等を保障した憲法14条、さらには生存権を保障した憲法25条などとならんで、国民の人権保障を規定する日本国憲法のなかでも、特別に重要な意味をもつものである。

個人の尊重を規定したこの憲法13条を根拠にして、最近では、プライバシーの権利や人格権が広く認められるようになっており、また嫌煙権や環境権、さらには景観権などの新しい権利を生み出すもとなっている。

滋賀県甲西町の谷三ーさんが大津地裁に提起した薬害ヤコブ病事件は、汚染硬膜によってクロイツフェルト・ヤコブ病に感染するという悲惨な被害を受けて、生命と健康、幸福追求の権利を根底から奪われたことに対して、人間として生きる権利の回復を求めて裁判に立ち上がったものであり、このことに多くの国民が共感を覚えたからこそ、この裁判を支援する輪が大きく広がっていったのである。

いま、企業はもとよりのこと、国や地方自治体などの活動によって、国民の生命、自由、幸福追求の権利が侵害された場合に、こうした基本的人権の侵害を許すことはできないと考えて、怒りをもってたたかいに立ち上がるというケースが増えてきている。私が関与した事件でいうと、原爆被爆者の原爆症認定訴訟や滋賀県豊郷町のボーリスの設計した豊郷

小学校の保存をめぐる訴訟、さらには水俣病訴訟などがそれである。

それはやはり憲法の規定する人権保障の精神が、国民のなかに広く浸透し、これまでのように泣き寝入りはしないとの意識が広がってきたことのあらわれである。その意味で、憲法は着実に私たちのくらしのなかに息づいているといえよう。

いま、さまざまな形で、憲法を変えようとする策動が強まっている。その狙いの中心に、戦争放棄を定めた憲法9条の改悪があることはいままでもない。しかし、憲法13条をはじめとして、憲法の定める人権保障の理念にもとづいて、生命、自由、幸福追求の権利の実現をめざした国民のたたかいが大きく広がるのが、憲法改悪をはばむ力になるものと考えらる。

特集・憲法問題② 民間労働者からの発言

日本経済の発展は憲法第9条にあることを忘れてはならない
武器生産は新たな生産に貢献せず、国民生活も豊かにしない

化学一般労連 委員長 屋田 恒之助

憲法第9条は、戦争による幾百万の犠牲と反省の上に立って作られた条項であることは論を待たない。その精神と存在が、日本の産業を平和産業へと転換させ、経済成長への大きなエネルギーとなって日本経済を発展させてきたものである。

日本が戦前の侵略戦争の前歴があるにも関わらず、諸外国から軍事的警戒心を持たれることなく、「貿易立国」「技術立国」として、海外に膨大な製品を輸出し、利益を上げ日本経済を支え続けることが出来たのも、また、今日、アジア諸国が日本の企業進出をおおらかに受け入れているのも、憲法第9条の存在を認識しているが故である。

特に、憲法第9条第2項の戦力不保持条項の存在が、日本における武器生産に一定

の歯止めをかけてきた。このことが日本の産業発展と国民生活向上に果たした役割は多大である。何故なら、武器は一般的な産業生産品と違って、新たな生産に貢献せず、生産の再拡大も生まないし、国民の生活をも豊かにしないからだ。

また、日本の非核三原則を宣言した背景にもなっているものであり、徴兵制への歯止めともなっているものである。

また、解釈改憲が進む中でも、自衛隊の専守防衛、保有武器の一定の歯止め、イラクなど海外派遣活動内容の一定の制限などの役割を果たしている。

連合・笹森会長は、憲法第9条第2項の「前項の目的を達するため、陸海空その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」については、「改定

して自衛隊を保持している現状を容認すべきだ」と表明している。

これは、現在、財界が武器輸出三原則の見直しを求めていることに呼応するものであり、極めて危険なものである。武器生産・輸出を望む労使癒着をも想像させる。

企業が武器を主要製品として生産しだすと、消費（使用）されなくては、新たな生

産が出来ず、戦前の日本や現在のアメリカのような「産軍一体化」が進むことは、歴史の教訓と言わねばならない。日本は地下資源の脆弱な国であり、「貿易立国」「技術立国」として今日の国際的地位を保持していることを忘れてはならない。

改めて、憲法第9条のもつ重大な役割と偉大な存在を確認することが求められる。

特集・憲法問題③

第2回世界母親大会の開催を熱望 憲法9条を女性の手で世界に

京都母親連絡会 会長 溝内 幸子

ビキニ水爆実験で三度アメリカの原水爆の被害をうけた日本の母親は、その真相と日本女性の怒りを知ってほしい、そしてそのたたかいを支持してほしいとの訴えを、国際民婦連にとどけました。その訴えは支持され、1955年10月、スイスのローザンヌで第1回世界母親大会が開催されました。

そして「人類の半数を占める女性は、母親の偉大な愛と責任において戦争に反対し、原水爆の実験、製造、使用の禁止と廃棄のためにたたかい、戦争準備の莫大な費用を住宅、病院、学校建設の費用とするために運動しよう」と宣言し、代表は帰国後ただちに運動と組織の発展に力をつくすことを約束したのです。

残念ながら、世界母親大会は続けることが出来ませんでした。日本母親大会は「命

を生み出す母親は、命を守り育てることをのぞみます」のスローガンを大切に、50年の歩みを続けてきました。そのたたかいは、決して平坦なものではありませんでした。第1回の涙の大会から、話し合う母親へ、行動する母親へ、たたかう母親へと成長していきました。

その間当初援助していた自民党政府は、安保条約の改定や、教師への勤務評定導入に反対してたたかう母親大会への補助金を打ち切り、教師や母親の大会参加への妨害、アカ呼ばわり等きびしい攻撃を加えました。しかし母親は「子どもを守ることがアカなら、母親はみんなアカになりましょう」と、権力に屈せず大会を成功させてきました。今は亡き川崎ナツ会長の「母親が変われば社会が変わる」の激励は、どれ程母親たちを勇気づけ団結の輪を広げたことでし

よう。今も力強く私たちを励ましています。

京都母連もまた、日本中の母親運動の発展に大きな役割を果たしてきました。すべての行政区に母親連絡会をもち、蜷川民主府政の発展、日本中に革新自治体誕生をと力をつくしました。「憲法を暮らしの中に生かそう」は、今も府民の中に生きています。母と子の要求にそって、暮らし、教育、平和の課題で独自の制度を勝ちとり、日本中の母親の目標となり、勇気と展望を与えました。

今、世界中の母と子は21世紀こそ戦争のない平和な世界をつくろうと、その努力をはじめています。その中で、唯一米国の侵略戦争に加担し、その先兵の役割を果たすため、憲法の改悪をたくらみ、米国追従の国づくりをすすめる自公・小泉内閣を許

すことはできません。第9条で戦争放棄を明記した日本国憲法は、世界の宝です。

京都母連は「憲法ブラウスと新しい憲法のはなし」を母親憲法グッズにし、「3人寄れば小集会」を京都中で成功させるため、行動を開始しています。

今日本の母親がしなくてはならないこと、それは世界母親大会の開催だと思えます。憲法9条をもつ日本の母親だから、第1回世界母親大会を成功させた歴史をもつ私たちだからできること、否、しなければならぬことだと思うのです。世界中に憲法9条を輝かせ、子どもの幸せを守ること、それは今しなければならぬと思うのです。第2回世界母親大会を開催し9条を世界に発信しようとのこの思い、思いだけで終わらせたくありません。

特集・憲法問題④

憲法授業 若者とむきあうわたしの信条 ぜひ“憲法をつくる”人になってほしい

井上 吉郎 (WEBマガジン・福祉広場編集長
／近畿高等看護専門学校非常勤講師)

私はこの数年間、看護専門学校で、憲法を担当しています。担当したのは1996年4月からですので、8年間、20歳前後の若い世代と憲法を考えてきたことになります。毎年の受講者が40人ほどですから、300人をこえる看護職志望の学生と向き合ってきたことになります。

専門学校での憲法授業の一番の困難は、

この科目が国家試験とはまったく無縁であるという点にあります。学ぶことが目的である資格試験受験・合格と結びつきませんから、余程工夫をしないと、授業に興味を示してくれません。

しかしながら、これを裏返して考えれば、医療・看護といった分野とかかわりがある内容であれば、学ぶ目的に添うわけですか

ら、真剣になってくれる可能性がでてきます。

この趣旨でこれまで取りあげてきたのは、阪神・淡路大震災後の復興問題や人の死と臓器移植問題などで、具体的問題を通じて憲法25条の生存権保障、13条の幸福追求の権利保障を考えました。

夏には舞鶴に1泊する平和フィールドワークが恒例となっていますので、憲法では浮島丸事件を題材に取り上げて、戦争の加害と被害、戦争責任と戦後補償を考えるようにしてきました。立命館大学の平和ミュージアム見学は毎年おこなっていますが、適当な特別企画の時期を選んでいくようにしています。

各国の国民的休日を入り口にして、日本の祭日が、天皇制、神話と深い関係を持つものが多数であることを学び、明治憲法と日本国憲法の根本的違いである国民主権を理解する手がかりにしてきました。

日本国憲法の原文ともいべき英文の憲法を示して、例えば、peopleが国民と翻訳されたことからくる不都合を学習します。

虹の色が必ずしも7色とは考えられていないこと、国旗に太陽をあしらっている国もあれば月をあしらっている国もあること、赤十字は万国共通ではなくてイスラム圏では赤新月であることなどを通じて、例えば、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とする憲法前文の立場への理解を深めるようにしてきました。

司法と社会保障をあわせて理解するために、この3年は、学生無年金障害者訴訟の傍聴に出かけています。

具体的な出来事を手がかりに、映像、音声、新聞記事などの力を借りて、学習が進むように努力しているのですが、満足はしていません。それでも、時間をかけて準備をすれば、敏感に答えてくれます。「憲法をつくる」人になって欲しいと考えながら、題材探しをしています。

(<WEBマガジン・福祉広場<http://www.fukushi-hiroba.com>>)

特報

府北部の公共交通の充実へ提言

10月6日

京都自治体問題研究所・北部交通問題研究会（責任者土居靖範立命館大学教授・京都研究所理事長）は、10月6日、京都交通の更正手続きをめぐり、住民とともに路線のあり方を考える協議会の設置や、府と関係市町の予算措置を求めるなどとした「京都府北部の公共交通の充実のために一京都交通の更正更正手続きとかかわって」を発表しました。（提言全文はホームページ京都自治体問題研究所参照）

また、自治体要求連絡会は10月6日、山田京都府知事にたいして、府北部での公共交通を維持し住民の交通権確保への積極的役割を求める要望書を提出しました。

持続可能な地域社会

植田 和弘（京都大学教授・京都自治体問題研究所理事）

地方自治の問題を考えるときには、その経済的基盤の分析が欠かせない。同時に現代においてはその地域経済が、グローバルな次元での諸問題とも深いかかわりを持つことから、その地域が世界の他の地域や人々と結んでいる関係が公正であるか、またグローバル社会からの影響に対してその地域社会がどれだけの適応力を持っているか、さらにその地域モデルはどれだけの普遍性を持っているかが問われるようになってきている。

これらの問題を考え、実践する際の指針になっているのが、1987年に国連の環境と開発に関する世界委員会（通称ブルントラント委員会）によって提起された持続可能な発展（Sustainable Development）という概念であり、それを自治の単位で具体化した持続可能な都市（Sustainable City）、持続可能なコミュニティ（Sustainable Community）という持続可能な地域社会の考え方である。地域社会における環境的持続可能性、経済的持続可能性、社会的持続可能性とは何か、それらを統合的に達成する経済基盤はどういうものか、その実現のための条件と道筋はいかなることになるのか、現在これらに関心をもって研究を進めている。

たとえば、地球温暖化問題をはじめとす

る地球環境問題からの要請に対しても応える都市ということになると、フィジカルには環境を保全し資源やエネルギーを浪費しない都市ということになるが、このことは大量生産・大量消費・大量廃棄のスタイルから脱却した都市的生活様式をつくり出すという文明的にもきわめて挑戦的な課題である。1990年代からはじまっているEUにおける持続可能な都市づくりは、こうした取り組みの先陣を切るものであり、学ぶべき点も多い。ただそこでの取り組みを機械的に日本の都市に持ち込むだけでは成功しないであろう。

日本の都市や地域社会が置かれている条件を分析してみると、かなり根深い問題にぶつからざるをえない。今思いつくだけでも、地域内経済循環と物質循環を攪乱する東京一極集中やグローバル金融化の問題、都市のスクラップ・アンド・ビルド化を促してきた所有権優先の土地利用制度や土建国家的公共投資の問題、福祉や生活の質、人権保障概念の未成熟・未定着と日本型企業社会の問題、等々を直ちに挙げることができる。これらの日本社会に固有の条件や困難を克服しつつ、持続可能な地域社会を構築する内発的な力はどこからどのように生まれてくるのであろうか。

経済研究会情報②

京都経済を考えるー京都市の3プラン

京都経済研究会事務局 大貝 健二（京都大学大学院）

研究会では、当面「現在の京都経済の状態はどのようになっているのか」という現状認識を共有することを念頭に、参加者の方々の報告を基にして活発な意見交換が行われております。第3回を数えた今回は、「京都市の3プランー①京都市基本計画第2次推進プラン②市政改革実行プラン③財政健全化プラン」（以下、3プランと略します）に関して、北山ただお京都市議会議員より報告を行っていただきました。以下はその内容の要約です。

京都市の3プランは、2004年から2008年までの5年間の計画で推進する新京都市都市経営戦略の一体的な柱といえます。まず、第1の基本計画第2次推進プランは、「京都市基本計画」を着実に実現するための実施計画である「安らぎ 華やぎ京都21推進プラン」が、策定後3年間において、相当の進捗が図られたこと、また社会の諸情勢の変化から、速やかに新たな政策課題に対応する必要があるということから、策定されたものです。この計画の特徴としては、京都市基本計画の2年前倒しの実現を目指すということをはじめ、前回市長選での「ますもとマニフェスト」で示した政策をすべて盛り込んでいることが挙げられます。

具体的な政策としては、キリンビール跡地への優良プロジェクトの導入、京都高速道路計画の整備促進など、171項目が約4,800億円の経費で行われることとなります。

次に、市政改革実行プランとは、2001年度から2005年の5ヵ年計画で策定された「京都新世紀市政改革大綱」を1年前倒して策定されたものであり、「補完性の原則」、「NPM理論」の二つを市政改革大綱から継承した行財政運営の構造改革のためのプランといえます。この市政改革実行プランは、「骨太の方針」の京都市版にあたること、民間活力の導入を謳っていることが特徴であると言えます。

第三に、財政健全化プランとは、試算において、2005年度から2008年度の4年間で1,645億円の財源不足が見込まれ、このままだと財政再建団体への転落が必至である現状において、安定的で持続可能な財政の確立を目指したプランであるといえます。そして、財政関連情報の公開、聖域なき改革、自主財源強化などを、財政健全化の5つの行動計画として打ち出しています。

これら京都市の3プランに関して、研究会で議論になった論点のうち、一部を紹介したいと思います。財政健全化プランにお

いて、財源不足をどうするのかという点に問題が収斂しているのではないかという意見や、来春の京北町との合併は、過疎債や合併特例債を目当てとしたものではないのかという意見が出されました。また、市政改革実行プランとの関連で、一般会計6,200億円のうちの7~8%の削減の対象はリストラであり、事務作業などの民間業者への委託や、「指定管理者制度」の採用による公の施設等の管理を民間業者に委託するという動きが出てきており、民間活力の導入が急速に進んでいるということや、これらの議論を総括する「公」というものの質的な変化が生じているという意見が出された

りました。また、どこに依拠して税収を安定させようとしているのかということに関して、京都市が推進しているのは、観光やスーパー・テクノシティだけであり、これらだけでは基盤が弱いのではないのかという意見や、府立洛東病院の廃止に関して、公的な病院が黒字ではないから廃止というのは、公的責任の欠如ではないのかという意見も出されました。

当研究会では、12月までは京都経済に関しての様々な視点からの報告が行われる予定です。次回も研究会での活発な意見のやりとりをお伝えしたいと思います。

京都府政情報 ②

府政を経営体と位置づけた府政づくりに着手 府民に痛みを強いる「プランづくり」

内野 憲（京都府職労副委員長）

先月号で、洛東病院「廃止」をめぐる起きている京都府の府民不在の無責任な、異常な府政運営について報告しましたが、今、府政をめぐるのは、府民に痛みを強いる府政運営が一層具体化されようとしています。

9月15日、08年度までの5年間を対象とした「京都府経営改革プラン（仮称）」を年内に作成するための「検討素案」が発表されました。「経営改革プラン」と名付けられているように、府政を経営体と位置づけた上で、「これまでの削減型改革では

限界があり、行政の運営手法を抜本的に見直し、行財政体質の構造改革が必要」とそのねらい述べています。そして、その手法として、民間企業との協働、経営改革を推進する仕組みとして京都府行財政運営諮問会議の設置（仮称）を打ち出しました。まさに、経済財政諮問会議をテコに国民不在の「構造改革」を強引に押しすすめる小泉内閣の手法と全く同じです。

具体化をはかる項目として、「集中と選択による施策の見直し、事業手法の改革、府民・民間企業・市町村との役割分担と協

働、効果的・効率的な行財政経営体制の確立」など7項目をあげています。

04年度予算では171事業が休廃止・縮小されましたが、「集中と選択による施策の見直し」により、05年度予算での府民への痛み強要が一層具体化される可能性があります。「府民・民間企業・市町村との役割分担と協働」の具体化として、本来京都府が果たす役割を果たさずに、府民や

市町村に負担を一層強いたり、民間企業に業務を丸投げ委託するなどの府政運営が強行されるおそれがあります。京都府は、単なる経営体ではなく、府民の命とくらしを守るための組織です。府の財政・組織は府民のもので、府政を経営体と位置づけた、府民・職員不在のトップダウン型の府政運営を許さない、府民的運動の強化がこの秋求められています。

美しきマンスリー（第6回）

「市町村合併の前に、まちづくりは立ちすくむ」

広原 盛明（前京都府立大学学長）

秋の初頭をかざる10月9日からの私の3連休は、「但馬の小京都」といわれる兵庫県北部の城下町・出石町（いずし）でのまちづくりシンポジウムや見学でスタートした。日本住宅会議関西支部の地域セミナーが出石町で開催され、コーディネーターとして参加を要請されたのである。昨年の地域セミナーは、「日本一の田舎づくり」で知られる京都府美山町だった。そのときにもやはりコーディネーターとして参加したので、今年もということになったのだろう。

シンポジウム当日は土曜日で、もちろん町役場はお休みだ。なのに、町は奥村町長を先頭にまちづくり課長、企画係長、文化財係長などが総出で対応していただいた。役場の大会議室を（無料で）会場に使うこ

とに便宜を図ってもらったばかりか、「伝統的なまちなみを活かしたまちづくり」と題する講演を文化財係長に引き受けていただき、おまけにシンポジストとして「出石城下町を活かす会」会長と「出石まちづくり公社」取締役にまでご登場願うという豪華版だ。これではまさに地元「おんぶに抱っこ」のシンポジウムではないか。外から一方的に押しかけてきながら、果してこれほどの厚遇に甘えていいものか。とにかく住宅会議事務局の強腕ぶりには恐れ入る。脱帽だ。

話を戻そう。シンポジウムでは講演内容やシンポジストの発言に参加者一同強い感銘を受けた。なにしろ町を愛する心情に溢れる話だったからである。文化財係長のパワーポイントを駆使した講演は実に明晰だ

った。これまでの町のまちづくりへの取り組みを要領よく概観し、町の特徴と課題を分かりやすく解説してくれた。聞けば、町単独でいろんなまちづくり調査を十数年前から実施し、それを基に県や国の関連事業を導入して具体化するという方法で着実にまちづくりを進めてきたのだという。県や国の補助事業をもらう（ぶら下がる）ことから始まる通常のケースとは訳が違う。それに町長部局のまちづくり課と教育委員会の社会教育課の連携がすばらしいのにも驚いた。普通はほとんどが「犬猿の仲」だからである。シンポジウムでの質疑応答では上記の3人の課長・係長が組織を超えてリレー回答してくれたが、いずれも私が「3ピカ」と名付けたほどの優れた人材だった。

しかし、出石のまちづくりの源泉はやはり地元住民だ。なかでも「出石城下町を活かす会」を早くから結成し、20年近くにわたってまちづくり組織を育ててきた上坂卓雄氏の存在が大きい（現在は出石まちづくり公社取締役）。氏は直接的には観光業とは無関係の商店主だが、城下町とともに歩んできた旧家として出石に限りない愛着と誇りを持ち、どうすればこの町を活性化させることができるかを絶えず考えてきたのだという。きっかけは歴史的町並み保存運動に奔走する建築家や専門家たちと一緒に上坂氏たち住民が兵庫県最初の「歴史的町並みフォーラム」を出石で開催したことからは始まる。それを契機に町は歴史的町並み調査に乗り出し（大学研究室に委託）、町家デザインマニュアルを作成し（まちづくりコンサルタントに委託）、都市景観形成

事業を実施する（県と協力）という形で、活かす会と緊密なパートナーシップを組んできた。企画係長の言によれば、彼は上司よりも上坂氏と相談して数々のまちづくり事業を進めてきたのだという。

シンポジウムの翌日、お祭りで賑わう町を歩いた。確かに城下町としての歴史的環境や風情がよく保存され、しかもそれらが現代的に活用されているのが印象的だった。例えば、活かす会と町は連携して生糸卸商の町家を記念館として保存し、郡役場を博物館に変え、閉鎖された映画館を蕎麦道場に改造し、そして新しい路地をつくって観光スポットと商店街を結びつけるなど数々のアイデアを実現している。また現在は、戦前の芝居小屋を復元するという気の遠くなるような大事業に取り組んでいる。老朽木造の大きな建築物だけに修復工事は本当に大変だろう。

だが、私は活かす会の最大の功績として、当時は2軒しかなかった蕎麦屋（ルーツは転封した城主が信州から連れてきた蕎麦職人）を出石の食文化を担う戦略業種として育てた業績を挙げたい。出石の「皿そば」を目当てに（現在50軒）、いまや年間100万人の観光客が訪れるのである。こればかりは行政が逆立ちしてもできるものではない。蕎麦を打つ職人や店主自らが努力しなければどうにもならないからだ。自然環境・歴史文化・町並み・蕎麦を組み合わせたまちづくり戦略は「お見事」という他はない。

住民が主体となっているまちづくりは、

それが自ずから「まちの表情」としてあらわれる。「観光地らしくない」のである。地域コミュニティがいきいきとして根づいているので、観光客と住民が解け合えるのだ。当日はお祭りだったので、区（町内会）単位に子どもと大人のだんじりが十数台出た。丸太木を組み合わせた素朴な神輿だ。多分、信州から伝えられたものだろう。区によって太鼓の叩き方のリズムが微妙に違うのだという。小さな子どもたちが引くだんじりを地域の人たちと観光客が一緒になって見守っている姿は微笑ましい。これからの主流は質的に高い都市文化観光であり生活文化観光だというのが、まさにその先進例がここにある。

最後に本題に移ろう。実はこのまちづくり先進地である出石町は、来年3月に豊岡市に吸収合併されるのだ。昨年1月に発足した「北但合併法定協議会」の下で、豊岡市を中核都市とする1市5町（城崎町、竹野町、日高町、出石町、但東町）が僅か2年余りの「協議」で合併するというのである。兵庫県は全国でも市町村合併が最も強力に推進されている地域であるが、北但合併協議会は、人口（9万4千人）においても面積（698平方キロ）においても兵庫県下最大の合併規模である。なぜこれほどの大規模広域合併が必要なのか。

シンポジウムにおいてもその後の懇親会の席上でもこの話題は繰り返し語られた。しかし奥村町長や上坂氏から返ってくる答えは、「合併はすでに決まったことなので、それを前提にしていかにこれからの出石のまちづくりを進めかだ」というものだった。

そしてそのための方針として、現在の「まちづくり公社（3セク）をもっと充実させることを検討している」のだという。でも、これだけの個性的なまちづくりの実績と資産を持ちながらなぜ合併しなければならないのか、私にはまったく理解できない。その事情はおそらく城崎町とて同じではないか。全国的にも著名な城崎温泉を擁し、温泉地の原型である「外湯」の伝統を守って成功をおさめてきた城崎町がなぜ合併しなければならないのか。これも私にはてんで分からない。

多分、本音は明かされていないのであろう。内心では合併反対でもそれを表に出しと言えない何か別の事情があるのかも知れない。合併協議会から離脱するような政治行動を取れない特別な事情があるのではないか。これだけの優秀な役場の人材を持ち、住民もまた数々のまちづくり組織を有して活発なまちづくりを展開している自治体がむざむざと消えていくのは何とも惜しいかぎりだ。どうにかならないものか。こんな気持ちを上坂氏にぶっつけたら、「行政は行政でやってもらう。まちづくりは我々でやる」という答えだった。

「行政に頼るな」、「自立自助の精神が大切だ」、「まちづくりは住民の力で」等々の構造改革スローガンがいま日本中を覆っているが、まさかそれと同じような言葉を出石まちづくりのキーパーソンから聞くとは思わなかった。それほどまでに市町村合併イデオロギーは住民の心を縛っているのか。私は「役場は最大のまちづくり会社ですよ」と返したが、役場を失ったまちづ

くりの行方の厳しさについてはそれ以上言及しなかった。というよりは言及できなかったのである。

兵庫県下では革新首長も少なくないと思うが、県下のどこからも「小さくてもキラリと光る自治体」を標榜する市町村が現れてこない。これは市町村合併そのものが行

政水準の向上やまちづくりの推進にとって好ましいと見なしているからなのか、それとも任期を重ねても合併を拒否できるだけの主体と条件を作れなかったからなのか、どちらだろうか。

「市町村合併の前にまちづくりは立ちすくむ」。これが私の偽らざる感想である。

◎あなたのまちでもできる! ☆価格は税込表示

新刊 住民投票の手引

—市町村合併は住民の意思で—

岡田知弘・自治体問題研究所 編
A 5判176頁 ●定価1890円

住民自治の新しい時代がやってきた—住民投票運動と地域づくり (岡田知弘)
こうしたらできる住民投票 (請求の段階—谷上晴彦・議会審議と投票段階—高橋 剛)
〈各地の実践〉大江町・垂井町・日野町・忠岡町・塩沢町・見附市・茅野市
〔調査と解説〕 条例にもとづく住民投票の実施動向 (福島 晋)

〈好評発売中〉自治を問う住民投票 上田道明著・定価1575円
—抵抗型から自治型の運動へ—

自治体研究社
〒162-8512 東京都新宿区矢来町123
TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933
<http://www.bekkoarne.ne.jp/jitiken/>

住民に何をもちたらすか

—「三位一体改革」フォーラム—

- ・ 11月20日(土) 午後1時
- ・ ラボール京都ホール
- ・ 基調講演 只友景士滋賀大助教授
- ・ 各分野からの報告もあります

*多数のご参加、お待ちしております

10月～12月 「仲間ふやし期間」に設定

くらしの向上と豊かなまちづくりのために
ご一緒に学び、調査・研究しませんか

京都自治体問題研究所への加入のおさそい

わたしたち京都自治体問題研究所は、10月27日の理事会でこの秋から年末にかけての期間を「仲間ふやし期間」として取り組むことを決めました。

住民が主人公の地方自治を発展させたい、くらしの向上と豊かなまちづくりに役立ちたい、こんな思いをもっておられるみなさん、ご一緒に学び、研究をしませんか。

会員になっていただきますと、年会費1万円、「住民と自治」や「暮らしと自治・京都」をお読みいただくとともに、各種研究会への参加や自治体学校参加費の割引などの特典があります。